# 不動產担保型生活資金

「不動産担保型生活資金」は、居住用不動産を所有している方で、 将来にわたりそこに住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、 現に居住している不動産を担保に生活資金をお貸しすることにより、 その世帯の自立を支援することを目的とした貸付制度です。

### 貸付対象

○次の全てに該当する場合、貸付を受けることが出来ます。

世帯全員が65歳以上であること。配偶者・親以外の同居人がいないこと

世帯が市町村民税非課税程度の低所得世帯であること

借入申込者単独所有の土地・建物であること(マンションは不可)

(配偶者と共有の場合は、配偶者が連帯借入申込者となります)

土地・建物に賃貸権等の利用権や抵当権等の担保権が設定されていないこと

土地の評価額が一定の基準額を超えること(おおむね1,000万円程度)

土地の評価は宮城県社会福祉協議会が委嘱する不動産鑑定士が行います

推定相続人の同意書がとれること、またその中から1名の連帯保証人を立てられること

### 貸付内容

貸付限度額 担保となる土地の評価額の70%

貸付月額 1ヶ月あたり30万円以内で、審査により決定した額(貸付金は3ヶ月分を3ヶ月おきに送金)

貸付期間 貸付元利金が貸付限度額に達するまで

(貸付元利金が貸付限度額に達した場合は、生活資金の貸付は停止されますが、その後、契約の

終了まで居住し続けることが出来ます。)

契約の終了 借受人が死亡したとき等

償還の方法 契約の終了後3ヶ月以内の据置期間経過後、一括償還

貸付利子 年3%または、長期プライムレート(毎年4月1日現在)のいずれか低い方を基準に宮城県社会

福祉協議会会長が定める利率

#### 必要書類

○申込に必要な書類は下記のとおりです。

世帯全員の住民票の写し

世帯全員の市町村民税非課税証明書(または使用村民税均等割課税証明書)

戸籍謄本(推定相続人を確認するための改製原戸籍簿)

○現在、居住している建物及び土地について

登記簿謄本(土地・建物)

公図・地籍図・位置図

固定資産税評価証明書

保有している場合・・・地籍測量図・建物図面・平面図

## 上記のほかに「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」制度があります。

「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」とは、当制度を利用しなければ、生活保護の需給を要することになると福祉事務所が認めた高齢者世帯であって、一定の居住用不動産を持つ場合に、その不動産を担保に生活資金をお貸しする制度です。

この貸付制度の相談窓口は福祉事務所または役場となります。